

平成31年度第2回「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業
(地域理解促進事業、技術開発事業)」補助金公募要領

平成31年4月22日

経済産業省 資源エネルギー庁
原子力立地政策室／原子力広報室

経済産業省では、平成31年度第2回「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業（地域理解促進事業、技術開発事業）」を実施する自治体（以下「当該補助事業者」という。）を、以下の要領で広く募集します。応募に際しては、交付要綱も併せてご確認ください。

1. 事業の目的・概要

この補助金は、原子力発電施設が立地する自治体等が実施する、エネルギー構造の高度化等に向けた地域住民等の理解促進に資する事業を支援することにより、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図ることを目的とします。

2. 事業スキーム

(1) 地域理解促進事業

経済産業局

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額 (10/10)

補助事業者

(2) 技術開発事業

経済産業局

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額 (10/10)

補助事業者

(申請) ↑ ↓ (補助) 補助率：定額 (10/10)

間接補助事業者

(注) 補助事業者採択にあたっての外部審査会は経済産業省で実施。

3. 事業内容

自治体が行う再生可能エネルギーを活用した地域振興等の取組を通じてエネルギー構造の高度化等に係る地域の理解を図る事業や、自治体が行う再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発を通じてエネルギー構造の高度化等を図る事業、及び民間団体や地域共生プラットフォーム(※)等が行うエネルギー構造の高度化等に係る地域の理解を図る事業や再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発に要する経費に対して自治体が当該経費を補助することで当該自治体のエネルギー構造の高度化等に資する事業に要する経費について補助します。

(※) 地域共生 PF (プラットフォーム)：地方自治体、地域住民、地域の医療機関、電力事業者等の様々な主体が参加して、発電所などのエネルギー関連施設やエネルギー政策等に関する対話・理解促進等のた

めの活動を行う等、エネルギー施設等と地域が共生するための取組を行う場・主体。

4. 事業実施期間

交付決定日～平成32年3月31日（火）

5. 応募資格

次の①から③のいずれかの条件を満たす自治体とします。

- ① 原子力発電施設がその区域内に立地する道県
- ② 原子力発電施設がその区域内に立地する市町村
- ③ 原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体

- ・複数の道府県および市町村による申請も認めますが、その場合は代表機関が申請書類一式を提出してください。（ただし、代表機関が業務の全てを他の機関に再委託することはできません。）
- ・「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」については、様式1の応募申請書の所定の項目に、当該影響を受ける客観的な根拠及びその影響度合い等を明記していただきます。（③に該当すると考えられる例：原子力発電施設から概ね半径 30 kmの区域を含む市町村、及び当該市町村が属する都道府県 など）

6. 補助金交付の要件

（1）補助率・補助額

定額補助（10／10）とし、1事業あたりの上限額は「10. 補助対象経費の計上（1）補助対象経費の区分」に記載のとおりとします。最終的な実施内容、交付決定額については、第三者の有識者による審査等を踏まえ、内部で調整した上で決定します。

（2）補助要件

- ・エネルギー構造高度化等に向けた地域住民等の理解促進を目的とした事業を補助対象とします。
- ・事業実施地域は、エネルギー構造高度化等に向けた理解を促進する必要がある地域のほか、対象とすることでエネルギー構造高度化等の理解の促進に資すると見込まれる地域とします。なお、「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」として応募申請した都道府県が、「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業」を行う場合、その事業実施地域は、原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける市町村の区域内とします。
- ・「10. 補助対象経費の計上（1）補助対象経費の区分」に記載の「再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業」については、当該年度における通算の補助上限額を次の通り設定します。また、原則として、設置する設備等を活用した事業の中長期的に自立可能な収支見通しの検討が実施されていることを前提とします。

- | | |
|------------------------------|--------|
| ① 原子力発電施設がその区域内に立地する道県 | 5億円／年度 |
| ② 原子力発電施設がその区域内に立地する市町村 | 5億円／年度 |
| ③ 原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体 | 2億円／年度 |

※行政のみならず、民間企業との連携により、民間投資や民間施設を活用した事業（民間連携事業）を行う場合については上記の限りではありません。（補助対象経費の25%以上の削減等の要件を満たすことが必須。p. 3応募書類等参照）

- ・事業完了した日から3ヶ月以内に、様式3により事業評価報告をしていただきます。なお、事業評価報告の内容については、資源エネルギー庁のホームページなどで公表される場合があるほか、各自治

体等のホームページ上への掲載をお願いいたします。

(3) 支払時期

補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※ 事業終了前の支払い（概算払）が認められる場合は制限されていますので、ご注意ください。

(4) 支払額の確定方法

事業終了後、当該補助事業者より提出いただく実績報告書に基づき、必要に応じて現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(5) その他

- ・ 本公募要領のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年制令第255号）及び「エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金交付要綱」（平成29年2月13日 20170207 財資第8号）の規定を遵守していただくことになります。
- ・ 国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（本補助金以外の補助金や委託費等）との併願・併用（本補助金に係る交付申請書の提出以後を含む。）は認められません。なお、他の制度との併願・併用について疑問点がある場合には、事前に管轄の経済産業局等の担当課にご相談ください。

7. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：平成31年4月22日（月）

募集締切日：平成31年5月17日（金） 12：00必着

(2) 説明会の開催

各経済産業局にて必要に応じて説明会等を実施いたします。その場合は、各経済産業局のホームページで案内します。

(3) 応募書類

- ① 以下の書類を一つの封筒に入れて、郵送・宅配便等で送付してください。封筒の宛名面には、「平成31年度エネルギー構造高度化・転換理解促進事業申請書」と記載してください。併せて、各所轄の経済産業局が指定するメールアドレスに、以下の書類の電子媒体（申請書及び提案書については、PDF不可）をメールで送付してください。
 - ・ 申請書（様式1）＜申請書1部＞
 - ・ 提案書（様式2）＜6部＞
 - ・ 施設整備については、F/S調査報告書＜2部＞
 - ・ 民間連携事業の申請時には、①民間企業との連携により、行政単独で実施するよりも補助対象経費が25%以上削減されることが確認できる書類（見積もり等）、②連携する民間企業との連携内容を定めた協力協定書（締結前の場合は予定書でも可）、③連携する民間企業に対する自治体による財政的支援の説明書類、④当該事業が位置付けられている自治体の総合計画などの計画の写し、⑤連携する民間事業者の会社案内等事業概要の確認ができるパンフレットを添付して下さい。
- ② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。機密保持には十分配慮いたしますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますのでご了承ください。

- ③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ④ 提案書に記載する内容は、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

（４）応募書類の提出先

応募書類は、以下の区域ごとに提出してください。

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する区域
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL：011-709-1755 FAX：011-726-7474 E-mail： hokkaido-denryokujigyo@meti.go.jp	北海道電力株式会社の供給区域内
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町3丁目3-1 仙台合同庁舎B棟 TEL：022-221-4927 FAX：022-213-0757 E-mail： thk-sek@meti.go.jp	東北電力株式会社の供給区域内
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL：048-600-0382 FAX：048-601-1298 E-mail： kanto-energy@meti.go.jp	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域内 ※静岡県及び同県内の立地市町村については、中部経済産業局が担当する。
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL：052-951-2797 FAX：052-951-0320 E-mail： qchbpbk@meti.go.jp	中部電力株式会社の供給区域内
中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 開発計画室	〒930-0856 富山県富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎3階 TEL：076-432-5509 FAX：076-443-1012 E-mail： qtymask@meti.go.jp	北陸電力株式会社の供給区域内 ※福井県及び同県内の立地市町村については、近畿経済産業局が担当する。
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 TEL：06-6966-6046 FAX：06-6966-6091 E-mail： Kin-eneten@meti.go.jp	関西電力株式会社の供給区域内
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 TEL：082-224-5736 FAX：082-224-5649 E-mail： cgk-denji@meti.go.jp	中国電力株式会社の供給区域内

四国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業室	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 TEL：087-811-8533 FAX：087-811-8559 E-mail：shikoku-energy@meti.go.jp	四国電力株式会社の 供給区域内
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎本館 TEL：092-482-5517 FAX：092-482-5398 E-mail：kyushu-eneten@meti.go.jp	九州電力株式会社の 供給区域内

※ F A Xによる提出は受け付けません。また、資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切日までに届かないこともありますので、期限に余裕をもって送付してください。

8. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、経済産業局及び経済産業省による書面審査のほか、第三者の有識者による審査（非公開）を行い決定します。なお、必要に応じて提案に関するヒアリングを行う場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

■地域理解促進事業

- ①「5. 応募資格」を満たしているか。
- ②提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③提案内容が本事業の目的に合致しているか。各地域におけるエネルギー構造高度化等の方針に整合的な内容となっており、地域産業振興等を通じたものとなっているか。
- ④事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤中長期的な収支見通しの検討が実施されているか。

※『10. 補助対象経費の計上（1）補助対象経費の区分』に記載の『再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業』のみ。

- ⑥事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫がみられるか。
- ⑦本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑧コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足なく考慮し、適正な積算が行われているか。

※特に民間連携事業については、民間企業との連携による効率化等により補助対象経費等の削減効果が十分に見込まれるか。

- ⑨定量的な成果目標、成果指標が設定されているか。その目標は妥当か。

■技術開発事業

①資格要件

- ・「5. 応募資格」を満たしているか。

②補助目的との適合性

- ・新商品を生産し、若しくは新たな役務を提供する事業又は新技術を利用した商品の

生産若しくは販売若しくは役務の提供の方式を改善する事業の創出に資する技術の開発であるか。(新規性・先進性)

・その技術によって、地域のエネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に資するものであるか。(有益性)

※継続事業の場合

→最終目標の達成に向け、過去の成果を十分に踏まえた計画が立てられており、継続して事業を実施することが妥当であると認められるか。(継続性)

③達成目標及び手段の妥当性

1. 達成目標、実施計画

- ・技術開発の達成目標が具体的かつ明確に設定されているか。(達成目標の明示)
- ・目標達成度の測定方法(実証実験等)の妥当性

2. 実施体制

- ・十分な研究設備、研究人材の確保、研究管理能力があるか。

3. 予算計画

- ・達成目標と比較して、費用対効果が適切であるか。

④研究成果の波及性

- ・開発される技術により創出される新規事業が、将来的に大きく成長する可能性があるか。または開発される技術が、幅広く普及・拡大する可能性があるか。
- ・成果の活用・展開に向けた戦略的な取組が行われているか。または、その計画が具体的に立てられているか。

⑤補助対象経費の内容・額の適正性

- ・補助対象経費の内容及び額が適正であるか。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

9. 交付決定について

採択された申請者が、各経済産業局に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業局が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります。なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

なお、交付決定後、当該補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

10. 補助対象経費の計上

(1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には次ページのとおりです。

< 地域理解促進事業 >

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
エネルギー構造 高度化等に向 けたビジョン策 定事業	事業費	・現地調査費、講師謝金、旅費、会場 借料、会議費、印刷費、広報費、外 注費、諸経費、その他事業を行うため に必要と認められるもの	①ビジョンの策定 にあたって は、事前に骨 子案を経済産 業局に協議す ること。 ②首長や有識者 が出席する場 でビジョンの内 容を検討するこ と。	上限:1億円 下限:100万円
	委託費	補助事業者が直接実施することができ ないもの又は適当でないものについ て、他の事業者への委託に要する経 費(委任契約)		
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅 費、外注費、通信運搬費、図書・消耗 品費、その他補助事業を行うために特 に必要と認められる経費)		
エネルギー構 造高度化等 に向けた地域の 理解を促進す るための説明 会、勉強会、研 究会、見学会、 イベント等の実 施事業	事業費	・現地調査費、講師謝金、旅費、会場 借料、会議費、印刷費、広報費、外 注費、諸経費、その他事業を行うため に特に必要と認められるもの		上限:5,000万円 下限:100万円
	委託費	補助事業者が直接実施することができ ないもの又は適当でないものについ て、他の事業者への委託に要する経 費(委任契約)		
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅 費、外注費、通信運搬費、図書・消耗 品費、その他補助事業を行うために特 に必要と認められる経費)		

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
再生可能エネルギー ^{※1} などエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業	事業費	・現地調査費、設計費、設備費、工事費、講師謝金、旅費、会議費、印刷費、F/S調査費、外注費、諸経費その他事業を行うために特に必要と認められるもの	調査・研究には実証試験を含む。	上限:2億円 下限:100万円 (立地自治体) ※民間連携事業(実証試験のみ)については、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は5億円、33%以上の削減は7.5億円、40%以上の削減は10億円を別枠で上限とする (立地自治体以外) ※民間連携事業(実証試験のみ)については、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は2億円、33%以上の削減は3.5億円、40%以上の削減は5億円を別枠で上限とする。
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		
	一般事務費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		

補助事業			備考	上限額／下限額	
事業名	補助対象 経費の区分	内容			
再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	再生可能エネルギー※1 など	事業費	設計費	基本設計に基づいて作成された、詳細な設計作業に係る経費、事業の実施に必要な機械装置等の設計費等	上限： （立地自治体） 5億円 下限：100万円 ※民間連携事業については、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は5億円、33%以上の削減は7.5億円、40%以上の削減は10億円を別枠で上限とする。 （立地自治体以外） 2億円 下限：100万円 ※民間連携事業については、民間との連携による補助対象経費の削減率が、25%以上の削減は2億円、33%以上の削減は3.5億円、40%以上の削減は5億円を別枠で上限とする。
			設備費	事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造等に要する経費 ①機械装置、電気制御装置、配管類及びこれらに附帯する設備の購入、製造(改造を含む)、輸送、保管に要する費用。 ②利用状況報告のために要する運転データ等取得のため最低限必要な計測機器、データ記録及び集計のための専用機器(データ取得専用を使用するものに限る)。 ③国内での販売実績のない新型機器については、実証試験結果の信頼性が認められる場合に限り、補助対象とする。 ④増設又はリプレースについては、新設の場合と同様補助対象とする。 ⑤補助対象外の例 土地の取得及び賃借料(リース代)、建屋、蓄熱層(砂利、砕砂、碎石等)、ガスボイラ等の補助熱源、中古品の導入、予備品	
			工事費	事業の実施に必要な工事に要する経費	

再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	再生可能エネルギー※ ¹ など		工事費	<p>①機械基礎については、必要最低限の工事のみを補助対象とする。</p> <p>②補助対象外の例 建屋工事、既設構築物等の撤去費、植栽および外構工事費、土地造成・整地・地盤改良工事に準じる基礎工事、フェンス工事</p> <p>(※ただし、法令で定められている必要不可欠な工事または事業の実施に当たって一体不可分と見なされる工事はその限りでない。)</p>	
			外注費、諸経費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの		
		委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		
		一般管理費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		

補助事業			備考	上限額／下限額	
事業名	補助対象 経費の区分	内容			
再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	水素供給設備 ^{※2}	事業費	設計費	補助事業の実施に必要な設計に要する経費 (1) 設計費(土質調査・測量を含む) (2) 官公庁申請費	上限: 5億円(立地自治体) 2億円(立地自治体以外) 下限:100万円
			設備機器費(水素供給設備一式)	補助事業の実施に必要な設備に要する経費※交付要綱上の「設備費」に相当 (1) 受電設備 (2) 原料ガス設備 (3) 水素製造装置 (4) 液化水素貯槽、気化器 (5) 水素輸送用設備・接続装置 (6) 圧縮機 (7) 蓄圧器 (8) ディスペンサー (9) プレクーラー (10) 冷却水装置 (11) 計装空気設備・窒素設備 (12) 散水設備・貯水槽 (13) 制御装置・監視装置・検知警報設備 (14) その他(その他水素を燃料として当該自動車に供給するために必要な設備)	
		設備工事費	補助事業の実施に必要な工事に要する経費※交付要綱上の「工事費」に相当 (1) 基礎工事費 (2) 撤去工事費 (3) 現地配管工事費 (4) 据付工事費 (5) 試運転調整費 (6) 舗装工事費 (7) 給排水設備工事費		

再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	水素供給設備*2	事業費		(8) 照明設備工事費 (9) 電気工事費
			工事負担金	※交付要綱上の「その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費」に相当 補助事業の実施に必要な工事負担に要する経費については以下の通り。 (1) 本支管工事負担金 敷地外における中圧ガス本支管工事に関する工事負担金 (申請者がガス事業者の場合は対象外) (2) 給水配管・排水配管工事負担金 (3) 電気の供給設備に関する工事費負担金
			水素供給設備整備に附帯する経費・管理費	補助事業の実施に必要な仮設・現場・管理に要する経費 ※交付要綱上の「設備費」に相当 (1) 共通仮設費 (2) 現場管理費 (3) 諸経費
	委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者への委託に要する経費(委任契約)		

再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業	水素供給設備 ^{※2}	一般管理費	事業の実施に必要な一般事務費(旅費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費)		
---	----------------------	-------	--	--	--

<技術開発事業>

補助事業			備考	上限額／下限額
事業名	補助対象 経費の区分	内容		
再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発 ^{※3}	事業費	・再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発に要する経費(人件費、設備費、旅費、外注費、委託費、通信運搬費、図書・消耗品費、会議費、謝金、備品費、借料及び損料、印刷製本費、補助員人件費、その他間接補助事業を実施するために特に必要な経費)		上限:1億円 下限:100万円
	業務管理費	・旅費、会議費、外注費、通信運搬費、図書・消耗品費、その他補助事業を行うために特に必要と認められる経費		

【※1】本事業における再生可能エネルギーの定義は以下のとおり。

1. 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池

(1) 太陽電池・・・出力10kW以上

(太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。)

(2) 風力発電・・・発電出力10kW以上(単機出力1kW以上)

(3) バイオマス発電(バイオマスコージェネレーション(熱電併給)を含む)

・バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)

①バイオマス依存率60%以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス(燃料)の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A: バイオマス利用量(kg/h)、複数種の場合はn=1,2,3...の総和

B: バイオマス低位発熱量(MJ/kg)

C: 非バイオマス利用量(kg/h)

D: 非バイオマス低位発熱量(MJ/kg)、複数種の場合はm=1,2,3...の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合はバイオマス依存率を100%とする。

②発電出力10kW以上

※離島地域(離島振興法で規定する地域)及びへき地(過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域)は、②の要件なし。

※副燃料として化石燃料(石油、石炭等)を常時使用することを前提とするものは対象としない。

常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

(4) 水力発電

発電出力10kW以上1,000kW以下(単機出力1kW以上)

$$\text{発電出力 (kW)} = \text{水の流量 (m}^3/\text{s)} \times \text{有効落差 (m)} \times 9.8 \times \text{水車効率} \times \text{発電機効率}$$

(重力加速度)

(5) 地熱発電

特になし

(6) 1～5の組み合わせ

再生可能エネルギー発電設備の出力合計 10 kW以上

※但し、太陽光発電は太陽電池出力1 kW以上であること

(7) 蓄電池

1～6の再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る
原則、導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下

※再生可能エネルギー発電設備を複数導入する場合、出力はそれらの合計とする。

※系統電力を蓄電するシステムは、原則、認められない。

※kW単位の小数点以下を切捨て

2. 再生可能エネルギー熱利用設備

(1) 太陽熱利用

集熱器総面積10 m² 以上

※太陽集熱器は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。

※集熱器総面積は、JIS A 4112で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、m²単位の小数点以下切捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。

(2) 温度差エネルギー利用 (海水、河川水、下水等の水を熱源とするもの)

熱供給能力0.10 GJ/h (24 Mcal/h) 以上

(3) 雪氷熱利用 雪または氷(冷凍機を用いて生産したものを除く)を熱源とするもの

冷気・冷水の流量を調節する機能を有する雪室・氷室に限る。

(4) 地中熱利用

①暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備に限る。

②ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力10 kW 以上

(連結方式の場合は、設備全体の合算値)

(5) バイオマス熱利用

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く)

①バイオマス依存率 60% 以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (C_m \times D_m)} \times 100$$

A : バイオマス利用量 (k g / h)、複数種の場合は n=1,2,3…の総和

B : バイオマス低位発熱量 (M J / k g)

C : 非バイオマス利用量 (k g / h)

D : 非バイオマス低位発熱量 (M J / k g)、複数種の場合は m=1,2,3…の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は、バイオマス依存率を100%とする。

②バイオマスから得られる熱供給能力

0.40 G J / h (0.095 G c a l / h) 以上

③バイオマスコージェネレーション（熱電併給）設備の場合

発電出力10 k W 以上

※離島地域及びへき地は、②、③の要件なし

※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。

常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。

※離島地域については、離島振興法で規定する地域。へき地については、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域。

(6) バイオマス燃料製造

※バイオマスとは、動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く）

(共通) バイオマス依存率60% 以上

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（原料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$$

$$\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3\cdots} (E_n \times F_n)}{\sum_{n=1,2,3\cdots} (E_n \times F_n) + \sum_{m=1,2,3\cdots} (G_m \times H_m)} \times 100$$

E : バイオマス利用量 (N m³ / h 又は k g / h)、複数種の場合は n=1,2,3…の総和

F : バイオマス低位発熱量 (M J / N m³ 又は M J / k g)

G : 非バイオマス利用量 (N m³ / h 又は k g / h)

H : 非バイオマス低位発熱量 (M J / N m³ 又は M J / k g)、複数種の場合は m=1,2,3…の総和

※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等のみを原料にする場合は バイオマス依存率を 100%とする。

※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものをバイオマス原料とする。

①メタン発酵方式

- ・ガス製造量：100 Nm³/日以上
- ・低位発熱量：18.84 MJ/Nm³（4,500 kcal/Nm³）以上

②メタン発酵方式以外

- ・製造量：固形化 150kg/日以上
液化 100kg/日以上
ガス化 450Nm³/日以上
- ・低位発熱量：固形化 12.56MJ/kg（3,000kcal/kg）以上
液化 16.75MJ/kg（4,000kcal/kg）以上
ガス化 4.19MJ/Nm³（1,000kcal/Nm³）以上

※離島地域及びへき地は、①、②の要件なし。

※製造されたバイオマス燃料は、原則として全量が発電又は熱利用されるものであること。

※離島地域については、離島振興法で規定する地域。へき地については、過疎地域自立促進特別措置法で規定する地域。

【※2】本事業で対象とする水素供給設備は以下のとおり。なお、本事業で対象とする事業は、水素供給設備の整備により、燃料電池自動車の十分な普及が見込まれるものに限る。具体的には、燃料電池自動車の普及台数（補助事業の完了から1年以内）が、当該地方自治体において少なくとも10台程度あること（販売に関する誓約書等を添付）。また、整備から3年後及び5年後の普及計画が策定されていること。

(1) 水素供給設備・・・水素供給能力（燃料電池自動車等への平均的な水素充填能力）が100Nm³/h以上であること

※燃料電池自動車等に燃料として水素を供給する設備をいう。定置式、移動式及び水素集中製造設備を含み、以下の条件に全て当てはまるものを補助対象とする。

- ①燃料電池自動車等に燃料として水素を供給するために必要な設備であること。
- ②新設のほか、国等の補助、助成、委託等を受け実施した事業で使用し、かつ当該事業が終了した設備を導入する場合、及び当該設備を転用し、増設・改造する場合にも適用する。

※「燃料電池自動車」とは、燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いる自動車登録番号標又は車両番号標の交付を受けた自動車、又は特別区・市町村の条例で付すべき旨を定められている標識を取り付けている小型特殊自動車、原動機付自転車をいう。

(2) 水素集中製造設備（供給先水素供給設備に、水素を集中的に製造及び供給する）

※10設備を上限とする

(3) 液化水素対応設備：オフサイト方式設備のために液体水素を受け入れ供給する

【※3】本事業で対象とする技術開発は以下の通り。

(1) 補助対象となる技術開発

再生可能エネルギー及び省エネルギーに資する先進的な技術開発であって、その成果によって、エネルギー構造の高度化、雇用の創出や地域産業振興等に向けた地域住民等の理解促進に資するものとする技術開発を指す。

(2) 間接補助

当該補助事業者は、当該技術開発事業に必要な経費のうち、適当と認める経費について、予算の範囲内で、当該間接補助事業を行う民間団体等に対して、当該経費の一部に充てるため、間接補助金（当該補助事業者が経済産業局長及び中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に交付する補助金をいう。以下同じ。）を交付することができる。

(2) 補助対象経費として計上できない経費

- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約等を実施したものに関する経費
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・ その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる場合にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

⑦申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでない場合

11. その他

- (1) 交付決定日以前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、各経済産業局長に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (4) 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者は、補助金交付等停止期間中は補助金を交付できないため、間接補助事業者を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないため（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）、そのために必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

- (5) 間接補助事業者を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

実施体制は原則、整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

- (6) 補助事業者は、経済産業大臣または経済産業局長が補助事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を各経済産業局長に提出しなければなりません。

- (8) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、経済産業大臣または各経済産業局長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。
- (9) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、取得財産管理台帳を備えて、別に定める財産処分制限期間中、適切に管理しなければなりません。
- (10) 補助事業者は、取得財産等のうち単価50万円以上（税抜き）のものについては、別に定める期間においては、処分（補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸付け又は担保に供すること）はできません。
- ただし、当該取得財産等を処分する必要があるときは、事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、原則として、補助金の一部又は全額を納付（納付額は当該処分財産に係る補助金額が限度です。）しなければなりません。
- (11) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。この検査により、補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (12) 代表者（代表者、法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係があることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後・交付決定後であっても、採択や交付決定を取り消します。
- (13) 元号の改正後は、本契約書中「平成31年」を「令和元年」に、「平成32年」を「令和2年」に読み替えるものとする。

12. 問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する区域
北海道経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	TEL：011-709-1755 E-mail： hokkaidodenryokujigyo@meti.go.jp	北海道電力株式会社の供給区域内
東北経済産業局 資源エネルギー環境部 資源エネルギー環境課	TEL：022-221-4927 E-mail： thk-sek@meti.go.jp	東北電力株式会社の供給区域内
関東経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	TEL：048-600-0382 E-mail： kantoenergy@meti.go.jp	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域内 ※ただし、静岡県及び同県内の立地市町村については、中部経済産業局が担当する。
中部経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	TEL：052-951-2797 E-mail： qchbpk@meti.go.jp	中部電力株式会社の供給区域内

中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 開発計画室	TEL : 076-432-5509 E-mail : qtymsk@meti. go. jp	北陸電力株式会社の供給 区域内 ※ただし、福井県及び同県内の立 地市町村については、近畿経済産 業局が担当する。
近畿経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	TEL : 06-6966-6046 E-mail : Kin-eneten@meti. go. jp	関西電力株式会社の供給 区域内
中国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課	TEL : 082-224-5736 E-mail : cgk-denji@meti. go. jp	中国電力株式会社の供給 区域内
四国経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業室	TEL : 087-811-8533 E-mail shikokuenergy@meti. go. jp	四国電力株式会社の供給 区域内
九州経済産業局 資源エネルギー環境部 電力事業課	TEL : 092-482-5517 E-mail : kyushu-eneten@meti. go. jp	九州電力株式会社の供給 区域内
資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 原子力立地政策室	TEL : 03-3501-1873 E-mail : enekou@meti. go. jp	—

以上

(様式 1 : 全対象事業共通)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成 年 月 日

〇〇経済産業局長 殿

(北陸電力株式会社の供給区域内の場合は、中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長 殿)

平成 3 1 年度第 2 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業補助金応募申請書

申請者	団体・組織名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		
	応募資格	<input type="checkbox"/> 原子力発電施設がその区域内に立地する道県 <input type="checkbox"/> 原子力発電施設がその区域内に立地する市町村 <input type="checkbox"/> 原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体	
	応募事業	<input type="checkbox"/> エネルギー構造高度化等に向けたビジョン策定事業 <input type="checkbox"/> エネルギー構造高度化等に向けた地域の理解を促進するための説明会、勉強会、研究会、見学会、イベント等の実施事業 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等に資する調査・研究事業 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備等の設置を活用した地域振興事業 <input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー・省エネルギーに関する技術開発	

	「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響」の客観的な根拠及びその影響度合い	※「原子力発電施設を取り巻く環境変化の影響を受ける自治体」として申請する自治体は、当該影響を受ける客観的な根拠及びその影響度合い等を明記して下さい。	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）		
	所属（部署名）		
	役職		
	電話番号 （代表・直通）		
	E-mail		
共同申請者（※）	団体・組織名		
	代表者役職・氏名		印または署名
	所在地		

（※）民間連携事業に応募する場合のみ

(様式 2 : 地域理解促進事業)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成 3 1 年度第 2 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業提案書

事業名 : _____ (新規/継続)

地域共生プラットフォームの活用 (有/無)、民間連携事業への応募 (有/無)

1. 事業の実施方法
(1) 事業実施地域の状況・環境分析等 ※ エネルギー構造高度化等に向けた理解を促進する必要がある地域及びエネルギー構造高度化等に向けた理解の促進に資すると見込まれる地域 (以下「対象地域という。」) の状況や課題等を具体的に記載してください。
(2) これまでの取組内容 ※実施事業の基礎となる地域の基本計画やビジョン、基本政策等について記載してください。
(3) 事業計画 ① 基本戦略 ※ 地域としてどのようにエネルギー構造高度化等に取り組んでいくのか、どのような地域産業を振興し、どのように雇用を創出し、どのようにエネルギー構造高度化等に向けた理解を進めるのか、全体戦略、ビジョン、目指すべき姿等について具体的に記載ください。

② 本年度の事業計画の内容

※ 公募要領の「10. 補助対象経費の計上 (1) 補助対象経費の区分」の項目ごとに、具体的な実施方法、内容及びその効果を具体的に記載してください。特に、実際に行う事業が雇用増や地域産業振興を通じてエネルギー構造高度化等の理解促進にどのようにつながっていくのか、①基本戦略と②本年度の事業計画の内容が十分な整合性を持っているかが分かるよう記載してください。

(イ) 計画概要

※継続事業の場合は、これまでの取組と達成した定量的な成果指標も記載してください。
※地域共生プラットフォームの活用や民間連携事業で応募される場合は、その具体的な内容まで記載下さい。

※エネルギー構造高度化等のための設備等の設置を行う場合は、再生可能エネルギーの種別、出力数を記載してください。

※民間連携枠に応募される場合は、行政単独での事業費（補助対象経費のみ）及び民間との連携による事業費（補助対象経費のみ）の削減率を記載して下さい（別途、補助対象経費に係る削減率が確認できる書類（見積もり等）の添付が必要です）。

(ロ) 定量的な成果目標

※特に、雇用増や地域産業振興の目標、エネルギー構造高度化等の理解促進に関して、明確な定量的目標値を明記して下さい。

(ハ) 設備の設置から設備処分までの収支見通し

※再生可能エネルギーなどエネルギー構造高度化等のための設備の設置を活用した地域振興事業については必ず記載のこと。

中長期的な収支見通し

	1年目	2年目	・・・
発電による収入（発電量）			
熱量による収入（熱量）			
収入合計			
支出合計			
運営管理費			
保険料			
撤去費用			
年間収支			
累積収支			

※ 自治体所有の施設等に発電した電気等を供給する場合は、削減された電気料金等を収入とみなしてください。

※ 収支見通しの期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（昭和五十三年八月五日通商産業省告示第三六〇号）に基づく各発電施設等の処分期間とします。

2. 実施スケジュール（1. の実施計画を月別に記載すること）

※ 複数年度に渡る計画で事業を行っている場合は、計画期間中の各年度のスケジュールも記載してください。

項目	開始日	終了日	日数	平成 31 年度												
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

3. 実施体制

※ 本事業が採択された場合の事業実施体制について記載し、別添 1 実施体制図にまとめて下さい。コンソーシアム形式による応募の場合、他のコンソーシアム参加者を含めて役割が分かるよう記入ください。

また、外注・委託先がある場合は、外注・委託先ごとに、外注・委託を行なう合理的理由、委託等される業務を履行する能力、委託等額、本事業費に占める委託等額の割合等を記載ください。

(事業管理者)

◇◇市

業務管理者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○

電 話 ※※-※※※※-※※※※ (内線)

メールアドレス ※※※※※※※※※※

経理責任者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○

電 話 ※※-※※※※-※※※※ (内線)

メールアドレス ※※※※※※※※※※

○○事務局

・コンソーシアム形式による提案の場合は同様に記載。

※業務管理者とは、本業務を遂行する際の責任者です。本業務の遂行を管理し、実施登録員の従事日誌の確認等を行います。

※経理責任者とは、本事業費の使い方を管理する責任者です。経費発生調書の記載、発生経費に係る証拠書類の整理等を行います。

(外注・委託等)

委託先等：

委託等を行う理由：

業務を履行する能力：

委託等の額：

委託額の事業総額に占める割合：

4. 補助事業の収支予算（単位：円）

(1) 収入

（単位：円）

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

※公募要領「10. 補助対象経費の計上 (1) 補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載してください。

※積算の根拠となる資料を添付してください。(見積もりやパンフレットなど)

※消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(イ) 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に要する経費 ※事業総額を記載下さい	補助対象経費 ※事業総額のうち、補助対象経費として申請可能な経費の総額を記載下さい	経費の負担区分	
			補助事業者 ※補助対象経費のうち、自己負担額(自己資金、起債又は借入金等)を記載下さい。	補助金交付申請額
小計				
合計				

(ロ) 経費の内訳 (各経費区分ごとの内訳を記載)

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

※ 本提案書は採択となった場合、公開することがあります。

(様式 2 : 技術開発事業)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

平成 3 1 年度第 2 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業提案書

事業名 : _____ (新規/継続)

1. 技術開発内容	
(1) 技術開発の内容	※補助対象となる技術開発の内容について、具体的かつ詳細に記載して下さい。
(2) 技術開発期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
(3) 技術開発の成果目標、中長期的な波及効果	
①技術開発の成果目標	※技術開発により得られる直接的な雇用創出、売上増等の定量的な目標・成果を具体的に記載した上で、当該成果がエネルギー構造の高度化等にどのように寄与するのか記載して下さい。 (例：本技術開発により〇〇人の研究員の新規雇用、製品化による売上増は〇〇億円が見込まれる)
②成果の中長期的な波及性	※技術開発成果の活用により、中長期的にどのような波及効果が期待できるか、具体的な根拠と共に記載して下さい。 (例：本技術の活用により〇〇部材が〇〇%省エネ化されることで、全世界の自動車の燃費が〇〇%向上。シェア〇〇%を得ることで売上〇〇億円増、〇〇地域での新規雇用〇〇人増となることが期待される。)

2. 実施計画・スケジュール（1.（2）の技術開発期間を月別に記載すること）

※ 複数年度に渡る計画で事業を行っている場合は、計画期間中の各年度のスケジュールも記載してください。

項目	開始日	終了日	日数	平成 31 年度												
				4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	

3. 技術開発の実施体制

※ 本事業が採択された場合の事業実施体制について記載し、別添 1 実施体制図にまとめて下さい。コンソーシアム形式による応募の場合、他のコンソーシアム参加者を含めて役割が分かるよう記入ください。

また、間接補助先・外注・委託先がある場合は、間接補助先・外注・委託先ごとに、委託等を行なう合理的理由、委託等される業務を履行する能力、委託等額、本事業費に占める委託等額の割合等を記載ください。

（技術開発管理者）

◇◇市

業務管理者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○

電 話 ※※-※※※※-※※※※（内線）

メールアドレス ※※※※※※※※※※

経理責任者： 部署名 ○○○○○部○○課 役職 氏名 ○○ ○○

電 話 ※※-※※※※-※※※※（内線）

メールアドレス ※※※※※※※※※※

○○事務局

・コンソーシアム形式による提案の場合は同様に記載。

※業務管理者とは、本業務を遂行する際の責任者です。本業務の遂行を管理し、実施登録員の従事日誌の確認等を行います。

※経理責任者とは、本事業費の使い方を管理する責任者です。経費発生調書の記載、発生経費に係る証拠書類の整理等を行います。

(間接補助・外注・委託)

補助・委託先等：

補助・委託等を行う理由：

業務を履行する能力：

補助・委託等の額：

補助・委託額の事業総額に占める割合：

4. 補助事業の収支予算（単位：円）

(1) 収入

(単位 : 円)

項 目	金 額
自 己 資 金 起 債 又 は 借 入 金 そ の 他 補 助 金	
合 計	

(2) 支出

※公募要領「10. 補助対象経費の計上 (1) 補助対象経費の区分」に応じて必要経費を記載してください。

※積算の根拠となる資料を添付してください。(見積もりやパンフレットなど)

※ 消費税等仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記してください。

$$\text{補助金所要額} - \text{消費税等仕入控除税額} = \text{補助金額}$$

(イ) 総括表

(単位：円)

経費の区分	補助事業に 要する経費 ※事業総額を記 載下さい	補助対象経費 ※事業総額のうち、補助対象経 費として申請可 能な経費の総額 を記載下さい	経費の負担区分	
			補助事業者 ※補助対象経費のうち、 自己負担額（自己資金、 起債又は借入金等）を記 載ください。	補助金交付 申請額
小 計				
合 計				

(ロ) 経費の内訳（各経費区分ごとの内訳を記載）

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費>

(単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考

合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

<〇〇費> (単位：円)

種 別	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付 申 請 額	備 考
合 計				

※ 本提案書は採択となった場合、公開することがあります。

(様式 3 : 全対象事業共通)

平成 3 1 年度第 2 回エネルギー構造高度化・転換理解促進事業評価報告書

補助事業名		
補助事業者名		
補助事業の概要		
総事業費		
補助金充当額		
定量的目標		
補助事業の成果及び評価 (事業毎にあらかじめ設定した事業目標を達成したかなど)		
補助事業の実施に伴い締結された売買、貸借、請負その他の契約 (※技術開発事業のみ：間接補助を行った場合は、間接補助先を記載)	契約(間接補助)の目的	
	契約の方法	
	契約の相手方(間接補助先)	
	契約金額(間接補助金額)	
来年度以降の事業見通し		

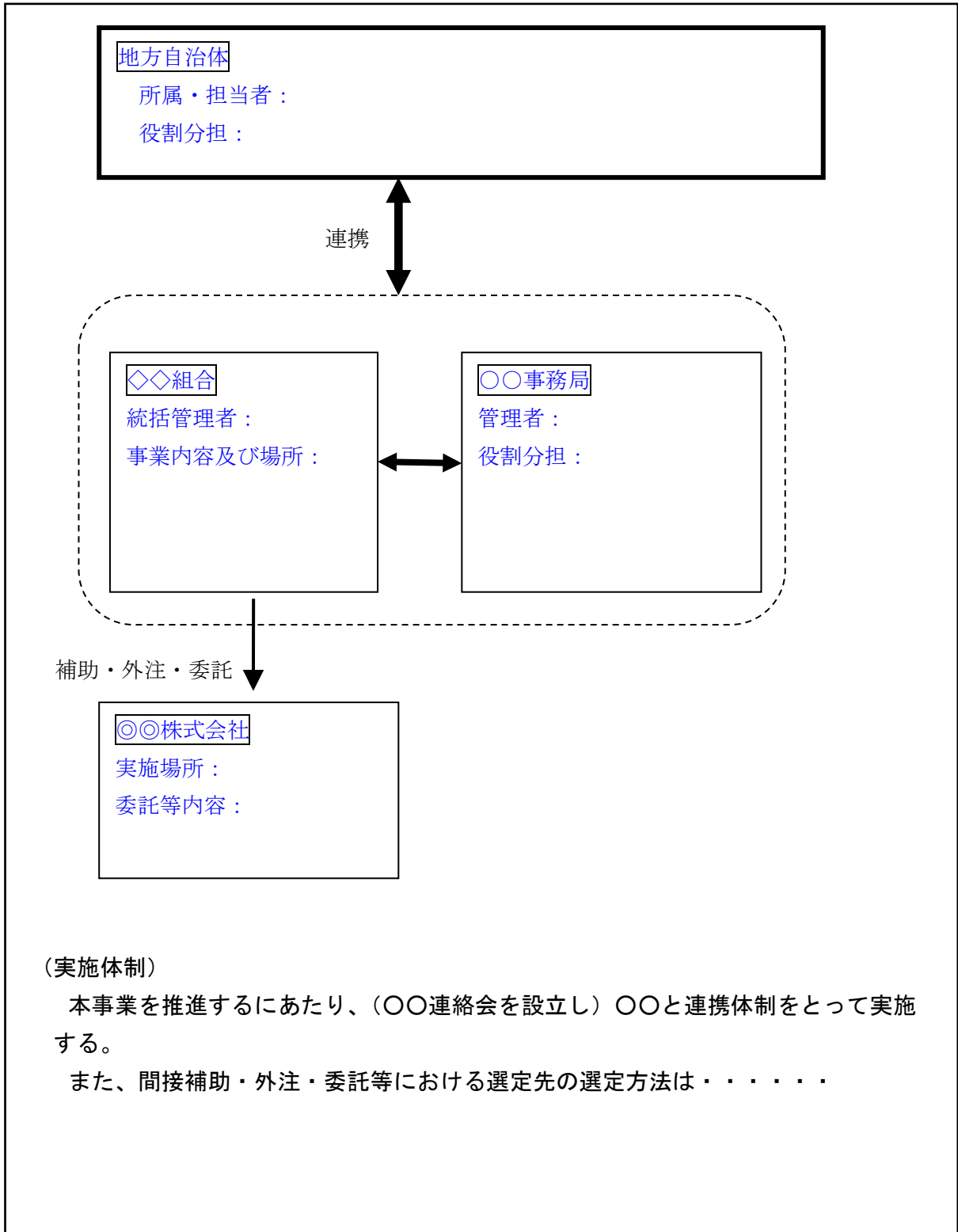
(備考)

- (1) 定量的成果目標の欄には補助金応募申請書提出時に設定した成果目標をそれぞれ記載すること。
- (2) 補助事業の成果及び評価の欄には、(1) で記載した内容に対応した、定量的な成果実績と評価を記載すること。
それ以外にも、定性的な成果実績や、進捗度、利用量並びに効果等といった別の定量的な指標があればできる限り数値を用いて記載すること。
- (3) 契約の方法の欄には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の別を記載すること。間接補助を行った場合は、記載不要。
- (4) 来年度以降の事業見通しの欄は、本事業に来年度以降も補助金を充当しようとする場合のみ記載。

実施体制図

(記載例)

「〇〇〇〇事業」実施体制



(実施体制)

本事業を推進するにあたり、(〇〇連絡会を設立し) 〇〇と連携体制をとって実施する。

また、間接補助・外注・委託等における選定先の選定方法は・・・・・・・・